

「府中市市民協働及び共創の推進に関する条例（案）」の修正点等について

1 令和5年度第2回府中市市民協働推進会議における意見と対応案

No	項目	意見	対応案
1	前文	「パートナーシップのものに」は「パートナーシップのもとに」が正しいのではないか。	前文については、都市宣言及び基本方針と重複することから削除することとなりました。
2	前文	基本方針の策定等これまでの市民協働推進の経緯を丁寧に記載してはどうか。	同上
3	前文	少子高齢化や都市化は現代の課題ではあるが、今後状況が変化する可能性もあるため、時代性のある表現は含めない方がよいのではないか。	同上
4	(目的) 第1条	「市民等が自ら広く社会貢献活動に参画し、相互に協働することを促進し、」という表現について、市側の視点についても言及してはどうか。	いただいたご意見を踏まえ、「市民が自ら広く社会貢献活動に参画し、市民と市又は市民と市が相互に協働することを促進し、」に文言を修正します。
5	(目的) 第1条	「心ゆたかな地域社会」という表現について違和感がある。例えば、「心ゆたかに暮らせる地域社会」としてはどうか。	いただいたご意見のとおり、「心ゆたかに暮らせる地域社会」に文言を修正します。
6	(定義) 第2条 (1)市民	市民の中に事業者も含まれているが、市民・事業者・市の3者が協力するということを表現してはどうか。	定義の表現については、「府中市市民協働の推進に関する基本方針」においても「市民」の定義として住民や団体のほかに事業者や教育機関等を定めているため、3者に限定せず多様な主体同士の協働を促進するため、「市民」の中に事業者を含める表現のままとします。
7	(定義) 第2条 (4)社会貢献活動	市民活動の説明として「ボランティアを含む」とあるが、「ボランティア」はボランティア活動を行う人を表すことが多いので、活動の説明とするには「ボランティア活	いただいたご意見のとおり、「ボランティア活動」に文言を修正します。

		動」と表現してはどうか。	
8	(定義) 第2条 (4) 社会貢献活動	「企業の慈善活動」とあるが、(1)市民の定義においては「事業者」という表現を用いているため、「事業者」に統一してはどうか。	いただいたご意見のとおり、「事業者」に文言を修正します。
9	(定義) 第2条 (4) 社会貢献活動	「慈善活動」という表現がやや古い表現である。近年は「CSR」という表現の方が一般化している。	いただいたご意見のとおり、「CSR活動」に文言を修正します。
10	(市の役割) 第6条 第3項	「事務事業」とはどういう意味か市民が分かるように表現してほしい。	いただいたご意見を踏まえ、「事業」という表現に修正しました。
11	(市の施策) 第7条	(3)人材の育成と(5)中間支援組織及びコーディネーターについては内容が重複しているようなので整理してほしい。	いただいたご意見を踏まえ、「(3)市民協働の担い手となる市民及び市職員の人材を育成すること。特に、未来の協働の担い手となる子どもの社会貢献活動の意識を向上するための施策を行うこと。」に修正しました。(3)が各主体の人材育成、(5)が協働を推進するコーディネーターに関することと切り分けています。
12	その他	他自治体の子ども権利条例などを参考として、市民目線で分かりやすい表現としてほしい。	市民目線で分かりにくい部分があれば、該当箇所をご指摘いただくと助かります。
13	その他	他自治体の条例において規定されているような各種手続き面についての条文を加えた場合の条例案を提示してほしい。	他自治体の条例に記載されている手続き面と府中市における手続き根拠を別添のとおりまとめましたが、府中市においては既に各種手続きの規定が整備されているため、今回の市民協働推進条例においては手続き面については含まない予定です。
14	その他	協働だけではなく共創についても市が先導して推進するために、「共創」という表現を追加した方がよいのではないかと。	「共創」という表現を加えた場合の案を水色マーカー箇所に記載しました。
15	その他	協働推進条例がない自治体もあ	ご意見をありがとうございます。

		り、またこれまでも府中市は「市民協働の推進に関する基本方針」等に基づき協働を推進してきたのであるから、条例がなくても協働を推進できるのであれば条例を制定する必要はないと思う。ただし、課の職員が変わっても「市民協働の推進に関する基本方針」を重視することについて条例により法的根拠を持たせるということであれば必要性が理解できる。	
16	その他	条例と基本方針の両方の内容を理解できるようなパンフレット等があるとよい。	条例を周知する際に検討します。

2 その他の修正箇所

No	項目	修正前	修正後
1	条例タイトル	府中市市民協働の推進に関する条例	府中市市民協働 <u>及び共創</u> の推進に関する条例
2	前文	省略	前文については、都市宣言及び基本方針と重複することから削除することとなりました。
3	(目的) 第1条	心ゆたかに暮らせる地域社会を築くことを目的とする。	心ゆたかに暮らせる地域社会を <u>持続的に</u> 築くことを目的とする。
4	(定義) 第2条 (2)協働	公益的な共通の目的を達成するために、互いを尊重し、対等の立場で連携・協力することをいう。	別紙のとおり
5	(定義) 第2条 (3)共創		別紙のとおり
6	(定義) 第2条 (5)社会貢献活動	寄 <u>付</u> 行為	寄 <u>附</u> 行為
7	(定義) 第2条 (4)市民協働	市民同士の様々な主体間による <u>協働</u> 及び <u>市民と市との協働</u> をいう。	市民と市との <u>協働</u> 及び <u>市民同士の様々な主体間による協働</u> をいう。

資料6-4

8	(定義) 第2条 (6)中間支援 組織	市民と <u>市民</u> 又は市民と <u>市</u> を仲介 し	市民と <u>市</u> 又は市民と <u>市民</u> を仲介 し
9	(定義) 第2条 (7)コーディネ ーター	市民と <u>市民</u> 若しくは市民と <u>市</u> を 仲介し	市民と <u>市</u> 若しくは市民と <u>市民</u> を 仲介し
10	(市の役割) 第6条	—	「2 市は、市民の自発的な社会 貢献活動並びに市民協働及び共 創を促進するため、市の課題を明 確かつ簡潔に示すよう努めるも のとする。」を追加
11	(市の施策) 第7条	市は、市民協働の推進を図るため に次に掲げる施策について、市民 等と協力し、取り組むものとする。	市は、市民協働の推進を図るため に次に掲げる施策について、市民 等と協力し、取り組む <u>もの</u> とす る。
12	(市の施策) 第7条 (6)	前各号に定めるもののほか、協働 を推進するために必要な施策を 行うこと。	前各号に定めるもののほか、 <u>市民 協働及び共創</u> を推進するために 必要な施策を行うこと。

(別添)

他自治体の協働推進条例及び自治基本条例に定める主な手続きと府中市における規定

手続き	府中市における手続き規定
附属機関	府中市附属機関の設置等に関する条例
市民協働推進会議	府中市市民協働推進会議規則
公聴会	府中市行政手続条例第10条
パブリックコメント	府中市パブリック・コメント手続の実施に関する要綱
市民活動団体の登録	府中市市民活動センター条例施行規則第2条